

令和 6 年度外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修 実施要項

1 目 的

日本語指導が必要な児童生徒等の増加等を踏まえ、学校教育法施行規則が改正され、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成し、実施することが可能となった。学習指導要領において、「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導」の重要性が示されている。さらに、「出入国管理及び難民認定法」が平成 30 年に改定され、日本語指導が必要な児童生徒等が今後さらに増加することが予想される。このような実態を踏まえ、児童生徒等の実態に応じた適応指導・日本語指導を関係機関と連携し、受け入れ体制を整備するなど、組織的・計画的に学校全体で行うことを指導できる教職員の専門性を高めることが必要である。

本研修では、学習指導要領に基づいて、地方公共団体や学校全体での外国人児童生徒等の受け入れ体制の整備、関係機関との連携、特別の教育課程の編成や通級による指導を含めた日本語指導の方法について、必要な知識等を習得する。さらに本研修後の成果活用を通して、1) 外国人児童生徒等に対する教育の推進に専門的知見を活用し、組織的な取組を推進する力、2) 学校や地域において研修を企画・実施し、学校、地域の教職員の専門性向上を推進する力を習得した指導者の養成を図る。

2 主 催 独立行政法人教職員支援機構、三重県教育委員会

3 共 催 文部科学省

4 期 間 令和 6 年 10 月 8 日（火）～令和 6 年 10 月 11 日（金）

5 実施方法 対面研修

6 会 場 三重県総合教育センター
〒514-0007 三重県津市大谷町 12 番地 TEL 059-226-3428

7 標準定員 100 名

8 参 加 者

(1) 参加資格

本研修の内容を踏まえ、各学校や地域において研修を企画・実施する指導者として活動を行う者

- ① 都道府県・指定都市・中核市教育委員会の指導主事及び教育センターの外国人児童生徒等教育担当者並びにこれに準じる者
- ② 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭
- ③ 外国人児童生徒等への日本語指導等について経験を有する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びに特別支援学校等の主幹教諭、指導教諭及び教諭等
- ④ 教職員支援機構の修了証書をもって単位認定を行う（予定を含む）教職大学院の学生のうち、教職経験のある者

※「第5次男女共同参画基本計画」〔令和2年12月25日閣議決定〕を踏まえ、本研修における女性教職員の割合を25%以上とすることを、当機構として目指している。女性の積極的な推薦について配慮すること。

(2) 推薦人数

各都道府県教育委員会においては2名程度とする。各指定都市教育委員会、各中核市教育委員会、各都道府県知事部局、附属学校を置く各国公立大学、国立青少年教育振興機構等においては1名程度とする。なお、中核市を複数有する都道府県においては、各中核市からの推薦数を1名以内とした上で、上記基準を超過して推薦できるものとする。ただし、超過は各中核市から推薦があった人数分に限る。

(3) 推薦手続

推薦期限は、令和6年8月2日（金）とする。

推薦する機関においては、候補者を取りまとめて「研修システム」により推薦を行う。ただし、中核市教育委員会においては、[様式1]により都道府県教育委員会に連絡し、都道府県教育委員会が「研修システム」により推薦を行う。

(4) 参加者の決定

各都道府県・指定都市教育委員会等からの推薦に基づき、三重県教育委員会と教職員支援機構が協議の上決定し、通知する。ただし、標準定員を超過する場合は、参加者数を調整することがある。そのため、「研修システム」により推薦を行う際に、候補者毎に推薦順位を入力すること。

9 研修内容

別紙1「日程表」のとおりとする。

10 事前課題

演習・協議用資料として、事前に課題（研修成果活用計画書を含む）を作成し、提出すること。なお、内容、提出期限、提出方法については、参加者決定時に別途連絡する。

11 研修成果の活用

本研修は、参加者の研修成果を各学校や当該地域で活用することを前提としている。そのため、研修終了後、1年程度の期間を経た後に、研修成果の活用状況（研修企画、研修講師、他校訪問等）についてのアンケート調査を実施する。推薦者は、研修修了者に対し、研修成果を効果的に活用する機会の提供、確保等の配慮をすること。

12 その他

- (1) 所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。参加者推薦の際に、必ず参加者の氏名を確認し、正確に記入すること。
- (2) 本研修では、「Google Workspace」を利用する。利用に際し、Google アカウントや簡易マニュアルは当機構で作成し、参加者決定時に連絡する。

- (3) 宿泊が必要な場合の手配等については、各自で行う。研修に際し、特別な配慮が必要な者（障害、持病等）を推薦する場合には、事前に教職員支援機構に相談すること。
- (4) 「全国教員研修プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という)を利用している自治体からの参加者に関しては、プラットフォームへの本研修の修了状況の登録を当機構で行う。登録に当たって、参加者のプラットフォームログイン ID が必要となるため、プラットフォームを利用している自治体は、推薦を行う際に研修システムより候補者毎にプラットフォームログイン ID を入力すること。

令和6年度外国人児童生徒等への日本語指導指導者養成研修 日程表

日程：令和6年10月8日(火)～令和6年10月11日(金)

10:00		10:30		11:30 11:40		12:40		13:40		15:50 16:00		17:00	
1日目 10/8 (火)	開講式 オリエンテーション	第1講	休憩	第2講	昼休憩 60分	第3講	休憩	第4講					
		講義・グループワーク		講義		講義・演習		講義・演習					
		本研修の概要とイントロダクション		最新の動向		外国人児童生徒等教育の現状と課題		外国人児童生徒等の 心理と学習の過程					
		60分		60分		135分（休憩を含む）		60分					
		教職員支援機構		文部科学省		東京学芸大学 教授 齋藤ひろみ		宮城教育大学 教授 市瀬智紀					

9:00		10:15		10:30		12:20		13:20		14:20		14:35		15:35		15:50		16:50	
2日目 10/9 (水)	第5講		休憩	第6講		昼休憩 60分	第7講		休憩	第8講		休憩	第9講						
	講義・演習			講義・演習			講義・演習			講義・演習									
	日本語指導の基礎			DLAの活用について（話す・読む）			プログラム別日本語指導 サバイバル日本語 ・「JSLカリキュラム」 （小学校の場合）			プログラム別日本語指導 日本語基礎・技能別日本語 （中学校の場合）			日本語のコース設計 ー「特別の教育課程」を活用してー （高等学校の場合）						
	75分			110分			60分			60分			60分						
	東京学芸大学 准教授 原瑞穂			国際教養大学専門職大学院 特命教授 伊東祐郎 大阪大学大学院 准教授 櫻井千穂			甲府市立大国小学校 教諭 今澤錦 福岡市立百道中学校 指導教諭／ 福岡市日本語サポートセンター コーディネーター 原田徳子			京都市教育委員会指導部学校指導課 副主任指導主事 大菅佐妃子 堺市立三原台中学校 日本語指導センター 教諭 浦久仁子			茨城県教育庁学校教育部高校教育課 指導主事 安藤剛 茨城県立結城第一高等学校 講師 吉江恭子						

9:00		12:30	13:30	17:00
3日目	第10講	昼休憩 60分	第11講	
	実践校視察及び協議		講義・演習	
	「三重県内の外国人児童生徒等教育・日本語指導の取り組み」から		【小・中・高】「日本語指導の方法と授業づくりについて」 【管理職】「外国人児童生徒等の指導・支援体制における課題解決策の検討について」 ※持参した事前課題について交流・検討	
	210分（休憩を含む）		210分（休憩を含む）	
10/10 (木)	A：津市立敬和小学校 C：津市立東橋内中学校 E：いずみ教室（初期適応指導教室 四日市市）		A～Eに分かれて実施	
	B：四日市市立笹川小学校 D：四日市市立西笹川中学校			

9:00		10:00		12:00		13:00		14:15		14:25		14:45		15:00	
4日目	第11講	第12講			昼休憩 60分	第13講	休憩		閉講式						
	講義・演習	講義・演習				演習									
	3日目第11講の続き及び 第12講までの流れ	日本語指導の実践　～全体発表・協議～				研修成果の活用に向けて 研修プランの作成									
	60分	120分（休憩を含む）				75分		20分							
10/11 (金)	第11講と同様	東京学芸大学　教授　齋藤ひろみ 奈良教育大学教育連携講座　教授　和泉元千春				京都教育大学　教授　浜田麻里 奈良教育大学教育連携講座　教授　和泉元千春		教職員支援機構							